

## 田布施町スポーツセンターの 愛称が決定しました！

**TAIKO**  
**SPORTS CENTER**  
TABUSE

田布施町では、スポーツ施設の維持・運営や利用者のサービス向上を図るため、本町初の試みとして、田布施町スポーツセンターについてネーミングライツ(施設命名権)スポンサーを募集しました。

その後、審査委員会による審査を経て、次のとおり愛称が決定し、2月5日に施設命名権調印式が行われました。

※ロゴは右上となります。



### ◇スポンサー名

大晃機械工業株式会社  
代表取締役社長 木村 晃一

### ◇施設の愛称

『TAIKO スポーツセンター田布施』

### ◇契約期間

平成31年4月1日から3年間

### ◇命名権料(年額)

54万円(税込)

## 平成31年4月から 国民年金保険料『産前産後期間』の 免除制度が始まります

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際に産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。

国民年金保険料が免除される期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間(産前産後期間)です。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間となります。この産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものと将来の年金受給額に反映されます。

※出産とは、妊娠85日(4ヶ月)以上の出産のことをいいます。(死産、流産、早産も含まれます。)

### ◇対象者

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の人

### ◇届出時期

出産予定日の6ヶ月前から  
※受付は平成31年4月1日からは  
になります。

### ◇手続きに必要なもの

・本人確認ができるもの(免許証など)  
・出産前に申請する場合は、母子健康手帳など

※出産後に申請する場合は、原則不要です。

・被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類

・被保険者本人以外が手続きする場合は、被保険者本人の印鑑

### ◇届出先 健康保険課(⑥窓口)

☎52・5809

### ◇問合せ先

徳山年金事務所

☎0834・31・2152